

7 申 込 資 格

(1) 一 般 世 帯 の 資 格

県営住宅に申し込まれる方は、次の①～⑥のすべての条件を満たしていることが必要です。

① 申込者が成人(20歳未満の既婚者を含む。)であること。

② 現に同居又は同居しようとする親族がいること。

※1 原則として、夫婦(婚約者又は内縁関係にある方〔住民票・保険証で確認できる方〕を含む。)又は親子を主体とした家族であること。

※2 家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。

(例) 原則として、夫婦(内縁関係を含む。)を分離しての申込みはできません。

※3 特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。

③ 世帯の収入(月収額)が158,000円以下であること。

(注) この月収額は10ページの月収額の計算方法により算出した公営住宅法施行令に定める収入額で、一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

★ 裁量階層における入居者資格の緩和

次に掲げる世帯(これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています。)については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準(月収額)は一般世帯より高い214,000円までとなります。

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

裁 量 階 層 の 世 帯		提出する書類(写し)
身体障害者世帯	入居者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方がいる世帯	身体障害者手帳
精神障害者世帯 知的障害者世帯	入居者又は同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障害者の方(最重度A、重度A、中度B)がいる世帯	精神障害者保健福祉手帳 療 育 手 帳
60歳以上の方と児童世帯	入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居し又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方である世帯。(単身で60歳以上の方も該当します。)	住 民 票 の 写 し 住 民 票 記 載 事 項 証 明 書
未就学児世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯	
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方がいる世帯	戦 傷 病 者 手 帳
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方がいる世帯	医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書
引 揚 者 世 帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて5年を経過していない方がいる世帯	引 揚 証 明 書
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者に、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方がいる世帯	ハンセン病療養所入所者等であることを証明する書類

④ 現在、住宅に困っていること。

※ 原則として、持ち家のある方（同居しようとする親族に持ち家のある方がいる場合も含む。）は申込みできません。ただし、持ち家を売却予定、競売予定又は除去予定で、期限までに持ち家の引渡しなどが確認できる場合は、申込みできます。また、土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みができる場合がありますので、ご相談ください。

★ 公営住宅（県市町村営住宅）の使用名義人は原則として申込みできません。特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。

⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

⑥ 申込者又は同居親族に県営住宅の未納家賃，駐車場の使用料の滞納又は県営住宅，駐車場に係る損害賠償金がないこと。

※ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は、各受付機関にご相談ください。

(2) 単身者の資格

単身で申込みができる方は、前ページの(1)一般世帯の資格の②を除いた各項にあてはまる方で、戸籍上配偶者がいない方（DV被害者を除く）です。さらに、次のいずれかの事項にあてはまる必要があります。ただし、

- 同居親族がありながら、不自然に親族と別居して単身で申し込むことはできません。
- 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域等，政令附則第7項に規定する地域内の公営住宅は、次の表の事項にあてはまらない方でも単身で申し込むことができます。

※ 日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、必要な介護体制が整い、日常生活に支障がない方は、申込みができます。ただし、県営住宅に入居した場合において、必要な介護体制が整わないなど、日常生活に支障がでると認められる場合は、申込みをお断りすることがあります。

（年齢については、入居可能日を基準日とする。）

資 格		提出する書類（写し）
①60 歳 以 上 の 方	60歳以上の方	
②身 体 障 害 者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が 1～4級 の方	身 体 障 害 者 手 帳
③精 神 的 障 害 者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する 1～3級 の精神障害者の方又は同程度と認められる知的障害者の方	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 療 育 手 帳
④戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の 特別項症 から 第6項症 の方又は 第1款症 の方	戦 傷 病 者 手 帳
⑤原 子 爆 弾 被 爆 者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方	医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書
⑥生 活 保 護 受 給 者 等 中 国 残 留 邦 人 等	現在、生活保護を受けている方、又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項等規定する支援給付を受けている方	生 活 保 護 受 給 証 明 書 支 援 給 付 受 給 証 明 書
⑦引 揚 者	海外から引き揚げて 5年を経過してない方	引 揚 証 明 書
⑧ハンセン病療養所入所者等	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方	ハンセン病療養所入所者等であることを証明
⑨D V 被 害 者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で イ又はロのいずれかに該当する者 イ 同法第3条第3項第3号の規定（同法第28条の2において準用する場合を含む。）による一時保護又は同法第5条の規定（同法第28条の2において準用する場合を含む。）による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ロ 同法第10条第1項の規定（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方	婦人相談所等の証明書 裁判所の保護命令書